



第4章 基本計画

1 地域福祉を育む意識づくり

(1) 広報・啓発活動の充実

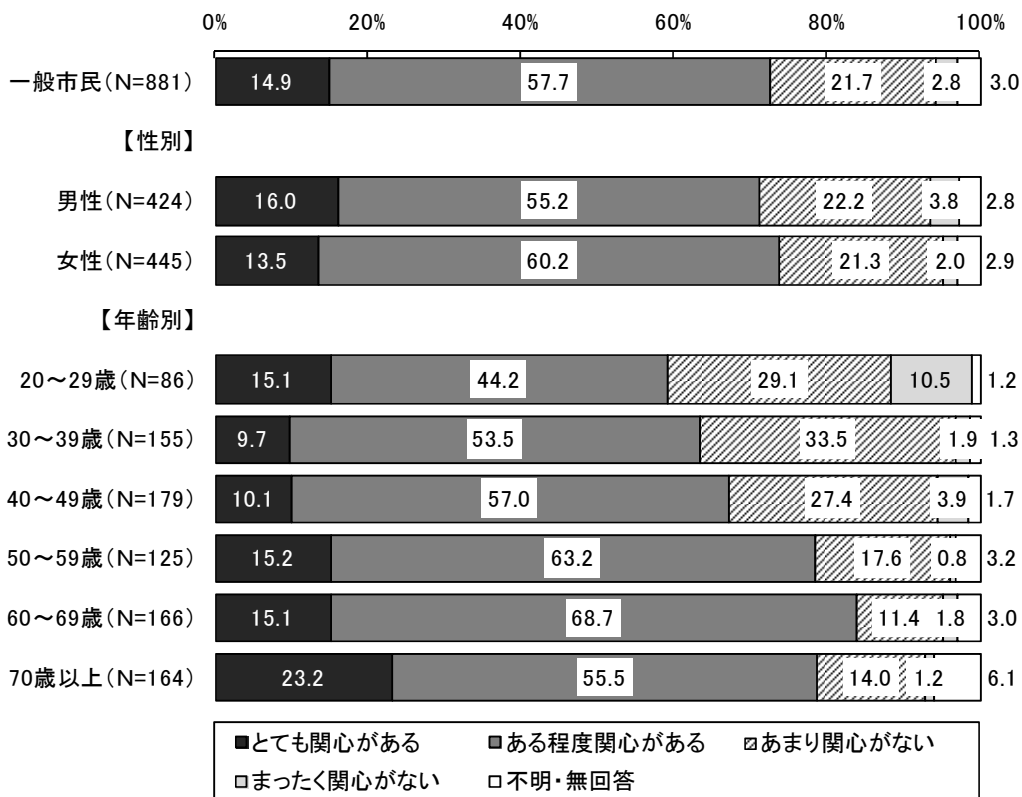
【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、互助・共助を通じた地域福祉の担い手になっていただけるよう、市民協働によるまちづくりを進めています。

市民意識調査結果によると、一般市民の7割強が、地域福祉への関心を持っており、地域づくりや身近な福祉課題解決の担い手として期待されます。

今後、地域福祉を育む意識づくりに向けた広報・啓発活動のさらなる充実が求められています。

■地域福祉への関心について（一般市民）



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】**① 広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発**

「広報ちりゅう」にて、地域や福祉に関する情報発信の充実を図り、意識啓発を行う記事を掲載します。

また、市ホームページにおいて、各種福祉サービスについての情報提供とともに、地域福祉の理念や人権の啓発等、地域福祉活動の重要性についての意識づくりに向けた情報を発信していきます。

② 地域活動団体を通じた広報・啓発

町内会をはじめとする各種の地域活動団体に対して、地域福祉に関する積極的な情報提供を行い、日頃の地域活動を通じて、地域住民への広報・啓発に努めます。

③ 講演会等の開催

高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉をはじめ、広く地域福祉に関する講演会等を開催し、市民の理解促進や意識啓発を進めていきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 広報紙やホームページから地域の福祉に関する情報を入手しよう！
- ・ 地域活動団体の活動に関心を持つとともに、講演会等に積極的に参加しよう！



(2) 福祉教育の充実

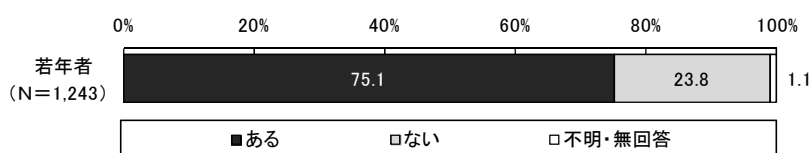
【現状と課題】

社会環境の変化から福祉的な課題が多くなっており、学校や家庭、地域における幼いころからの福祉教育が必要になっています。また、子どもへの福祉教育は、親の福祉教育にもつながることが期待されます。

市民意識調査結果によると、若年者の8割弱が、福祉を学んだ経験を持ち、そのうち7割強が、福祉を学んだことで意識が変わったと答えており、福祉教育の効果がうかがえます。

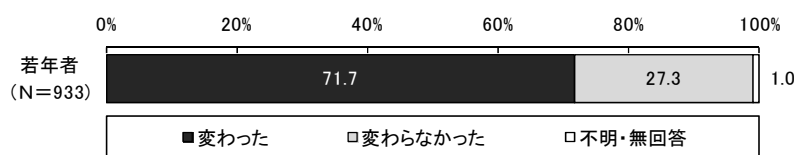
今後も、市内の小中学校での福祉体験学習の実施や、年少期からの福祉意識の高揚が必要です。また、生涯学習活動を通じて、広く市民が地域福祉への理解と関心を広めていくことが求められています。

■福祉を学んだ経験の有無について（若年者）



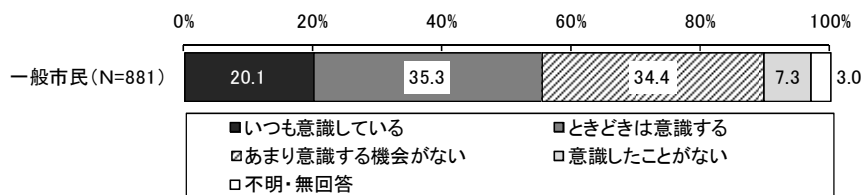
資料：地域福祉に関する若年者意識調査（平成22年度）

■福祉を学んだことによる気持ちの変化について（若年者）



資料：地域福祉に関する若年者意識調査（平成22年度）

■人権への意識について（一般市民）



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】**① 学校教育における福祉意識の醸成**

「総合的な学習の時間」や「道徳」の時間を中心に、高齢者や障がいのある人、外国人等への理解等についての学習を進めるとともに、小学校においては福祉実践教室を開き、体験を通じて学ぶカリキュラムを進めていきます。

また、知立市人権教育推進委員会を中心に、授業研究会や教材開発を進めるとともに、若手教員に対する人権・福祉教育への意識の向上のための研修を行います。

② 生涯学習における福祉意識の醸成

各種の生涯学習講座を通じて、福祉に関する制度や課題を学ぶ機会を提供することで地域の課題を把握し、身近な福祉に関する意識の向上を図ります。

市民のみなさんに期待されること

- ・子どもたちに福祉の大切さを伝えよう！
- ・生涯学習講座等を通じて、地域の福祉を学ぼう！



2 地域福祉活動の促進

(1) 町内会活動への支援

【現状と課題】

町内会は、地縁に基づいた組織であり、地域住民の生活を多くの側面で支えています。近年、全国的に加入率が落ちているといわれるものの、今なお、地域において重要な役割を担う団体です。

本市の町内会は、区域内を網羅した活動を安定して担い、市との連携も密接ですが、役員は1年交代の持ち回りであることが多く、定型的な活動が中心となっています。

今後、町内会の活動内容や役割の重要性を広く周知し、地域住民の理解と協力に基づき、さらなる活動の充実が求められています。

■町内会加入率（全町内会の平均）の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町内会加入率	73.3%	73.0%	74.6%	74.6%	74.6%

【今後の方向性】

① 町内会活動の周知・情報発信

転入者や町内会未加入者を含む市民に対して、町内会の情報（活動報告、イベント・催しの案内）を発信していきます。「広報ちりゅう」はもちろん、知立市公式ホームページを積極的に活用し、加入促進や活動紹介を進めていきます。

② 町内会活動促進に向けた支援

町内会への補助金を交付して、活動を支援していきます。特に転入者や町内会未加入者への加入促進を図り、安定した運営ができるよう支援します。また、町内会活動促進に向けて人材の育成を支援していきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・町内会活動に関心を持ち、できることから協力しよう！
- ・町内会活動に積極的に参加しよう！

(2) ボランティア活動への支援

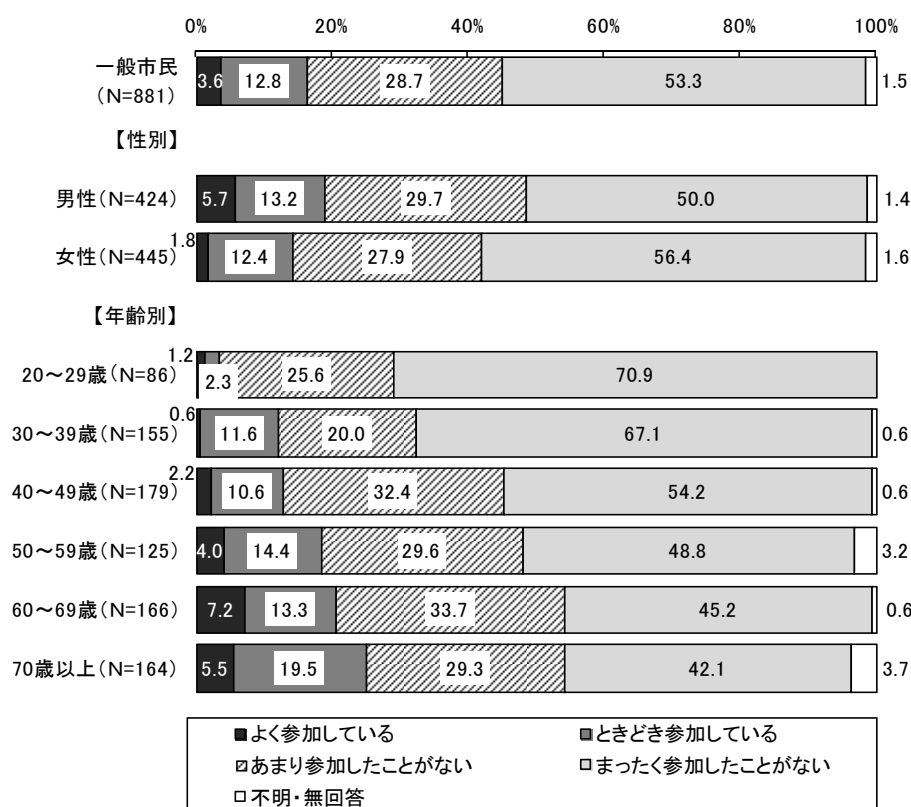
【現状と課題】

社会貢献への関心が高まっており、「新しい公共」の理念のもと、誰もが出番や役割を感じられる地域社会のあり方が求められています。また、いわゆる団塊の世代が退職期を迎えていることから、今後、ボランティア活動をはじめとする地域活動の担い手としての役割が期待されています。

本市では、平成24年4月より、刈谷市との定住自立圏形成協定（共存協働分野）に基づき、ボランティア活動に関する情報サイト（かりや衣浦つながるネット）を共有していきます。システムを共有することにより、近隣市町の情報及び本市の情報も他市町のサイトに掲載され、活動参加者、新規団体の設立の増加が予測されます。（協定は刈谷市と締結。刈谷市は、本市のほかに、高浜市、東浦町と締結、システムは3市1町で共有）

今後、福祉の里に設置した「知立市ボランティア・市民活動センター」を拠点として、ボランティア活動の各種支援のさらなる充実が求められています。

■ボランティア活動への参加状況



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】

① ボランティア活動の周知・情報発信

市と市社会福祉協議会の共同で設立した「知立市ボランティア・市民活動センター」では、市内に限らず、近隣市の情報の充実も図り、新規参加者や新規団体設立を促進していきます。知立市ボランティア・市民活動センターにある情報サイトでさまざまなボランティアをPRし、新規参加者や、新規団体の設立を支援していきます。

② ボランティア人材の育成支援

市や市社会福祉協議会の主催により、各種講座を定期的に行い、ボランティア活動の役割を担うリーダー育成に向けた専門的な講座を開設するとともに、新規のボランティア活動参加者を育成するための各種講座を定期的に行い、人材の育成を進めます。

③ NPO法人化への支援

「特定非営利活動促進法（平成24年4月1日：改正認定NPO法）」の施行による認定NPO法人³格の取得が緩和される等、今後、さらにNPO活動への関心が高まることが予想されることから、法人化の取得に向けた情報提供や各種制度の紹介等を進めます。

市民のみなさんに期待されること

- ・地域のボランティア活動に関心を持ち、活動を応援しよう！
- ・身近なボランティア活動に参加してみよう！

³ **認定NPO法人**とは、既にNPO法人になっている法人のうち、一定の要件を満たすものを「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」と認定するものです。認定により、税の支援措置が受けられることから、活動の促進につながることが期待されています。

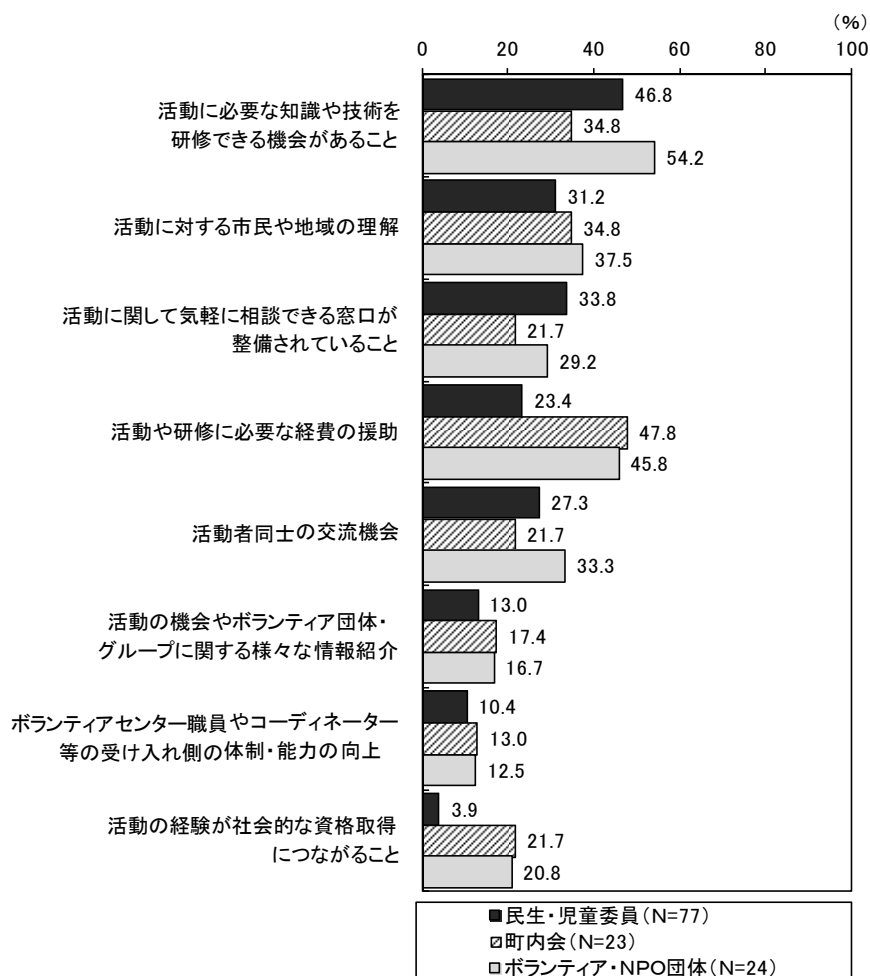
(3) 活動拠点等の整備、支援

【現状と課題】

市民による地域福祉活動が意欲的に始められ、積極的に続けられていくためには、活動拠点となる場所の確保が不可欠です。拠点となる場所があることで、市民が気軽に集うことができるようになり、情報の共有や協議が進むとされています。同時に、サロンや会食会等の具体的な活動に着手しやすくなり、連絡先をアピールし、相談を受けやすくなる等、住民と関係機関など関係者間の連携が進むことも期待されます。

また、住民が地域福祉活動を担うにあたっては、活動資金が必要になります。地域福祉活動は、地域住民同士の支え合いが中心となることから、その資金は地域住民自ら負担するか、自ら集めることが原則です。必要な資金を地域で集めることができる仕組みが求められています。

■活動に必要な社会的支援と環境整備について



資料：地域福祉に関する社会福祉活動主体者意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】

① 既存施設の柔軟な利用

公民館をはじめとする市内公共施設の利用を柔軟に運用し、地域における福祉活動に活用してもらうことで、各種の市民活動を支援していきます。

② 地域における活動拠点の整備

身近な地域における福祉活動等を促進するため、活動拠点の整備を進めていきます。特に、各地区公民館のバリアフリー化に向けて、必要な改築を進めていきます。

③ 活動資金に関する情報提供

多様な地域活動団体が生まれ、活動がより活性化するよう、活動資金に関する情報収集と情報発信に努めます。

④ 立ち上げ資金、活動資金等の支援

ボランティア活動等の立ち上げ資金や活動資金を支援し、地域福祉活動を促進します。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 地域をあげて、市民活動への理解を進めよう！
- ・ 地域福祉活動を育むための寄付や募金活動に協力しよう！



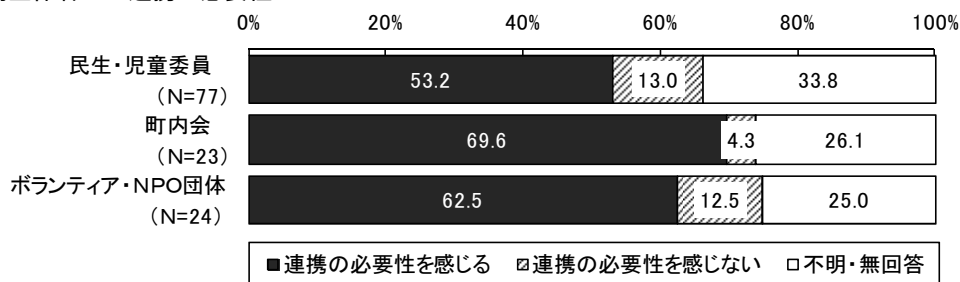
(4) 情報収集とネットワークづくり

【現状と課題】

地域福祉の充実に向けては、市民の理解に基づく、地域における活動団体の役割が大きいことから、いかに地域活動団体の活動力をあげるための支援をしていけるかが課題となっています。

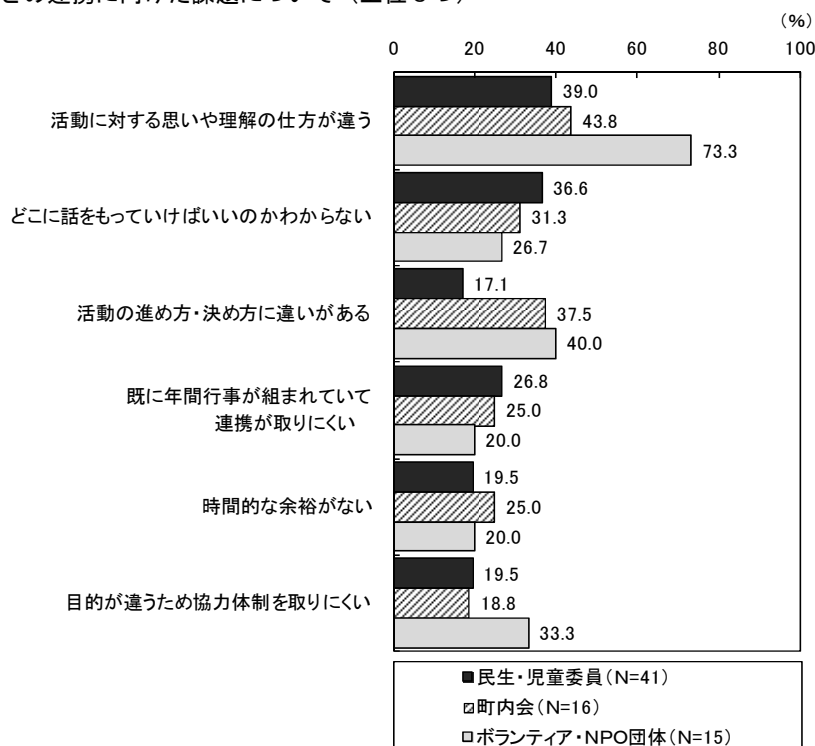
地域活動団体の活動をより活性化していくために、活動団体の情報収集や情報発信を通じ、団体間のネットワークづくりを促進していくことが求められています。

■他の活動主体者との連携の必要性について



資料：地域福祉に関する社会福祉活動主体者意識調査（平成22年度）

■他の活動主体者との連携に向けた課題について（上位6つ）



資料：地域福祉に関する社会福祉活動主体者意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】

① 地域活動団体に関する情報の収集・発信

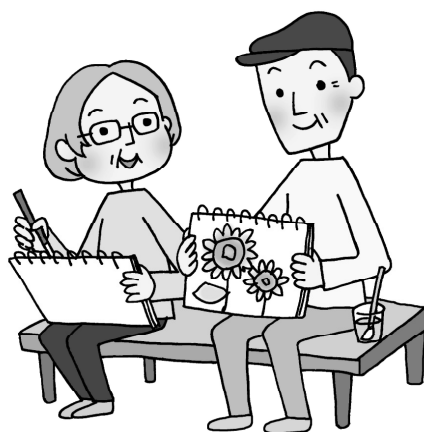
各種の地域活動団体に対し、広く市民が関心を持ち、活動を支援できるよう、地域活動団体に関する情報を収集・発信していきます。

② 団体間のネットワークづくりの推進

活動団体間の交流の機会を創出し、団体間のネットワークづくりを支援します。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 地域の活動団体への関心を持ち、協力・支援していこう！
- ・ 自ら進んで身近な地域活動に参加しよう！



(5) 社会福祉協議会の機能強化と地区活動の支援

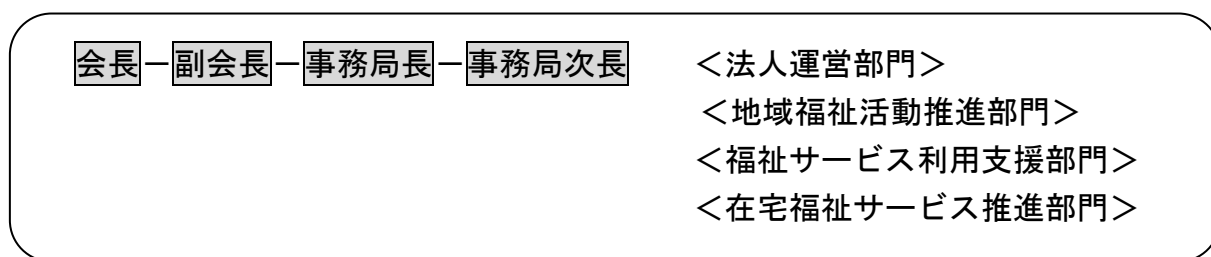
【現状と課題】

地域の多様な福祉課題に対応していくためには、自助、互助・共助、公助の協働による取り組みが求められています。とりわけ、地縁団体（町内会）とテーマ別の活動団体（各種ボランティア団体）が協働し、地域づくりを進めていくことが重要です。その際、社会福祉協議会による各団体間のコーディネート機能が求められており、社会福祉協議会の体制強化が望まれます。

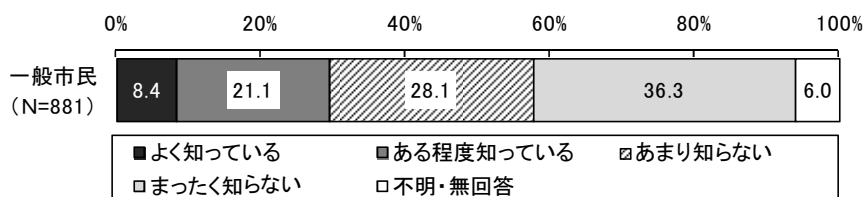
本市では、町内会を中核として、地区社会福祉協議会の設立を進めており、平成24年3月末現在、5地区において地域の特性を活かし、課題解決への自主的な取り組みが進んでいます。

今後も、地域の交流や話し合いの機会を促進し、地区社会福祉協議会の設立を通じて、地域をあげた協働のまちづくりが求められています。

■知立市社会福祉協議会の組織と役割

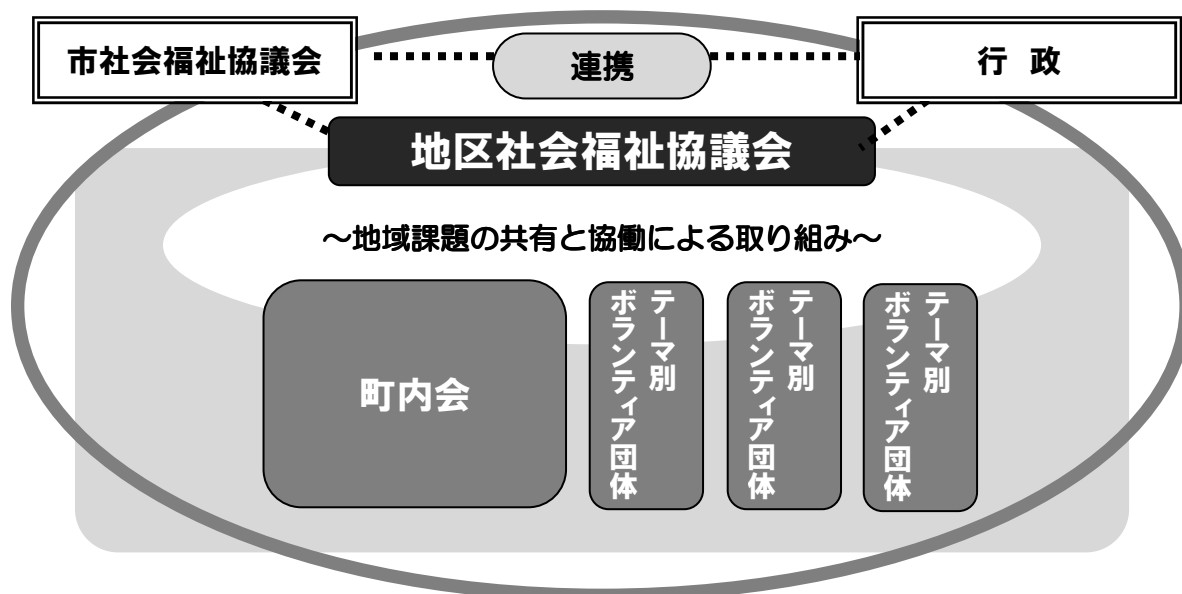


■知立市社会福祉協議会の認知度



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

■地区社会福祉協議会（イメージ図）



【今後の方向性】

① 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会の基盤強化に向けて、「福祉だより」やホームページ等を通じて活動情報の発信を充実させるとともに、活動人材や活動資金の確保に向けた取り組みを進めていきます。

<関連計画>知立市地域福祉活動計画

② 地域の交流や話し合いの促進

身近な町内会単位での地域課題の把握や問題解決に向けた地域での取り組みを進めていくため、地域住民の交流や話し合いの機会づくりを促進していきます。

③ 地区社会福祉協議会の設置促進

地域活動を進めるための推進主体となるよう、町内会ごとの地区社会福祉協議会の設置を促進し、地域における主体的な活動の体制を整備します。

市民のみなさんに期待されること

- ・市社会福祉協議会の事業や活動を知ろう！
- ・地区社会福祉協議会を立ち上げたり、積極的に参加したりしよう！

3 福祉サービスの利用促進

(1) 福祉サービスの情報提供

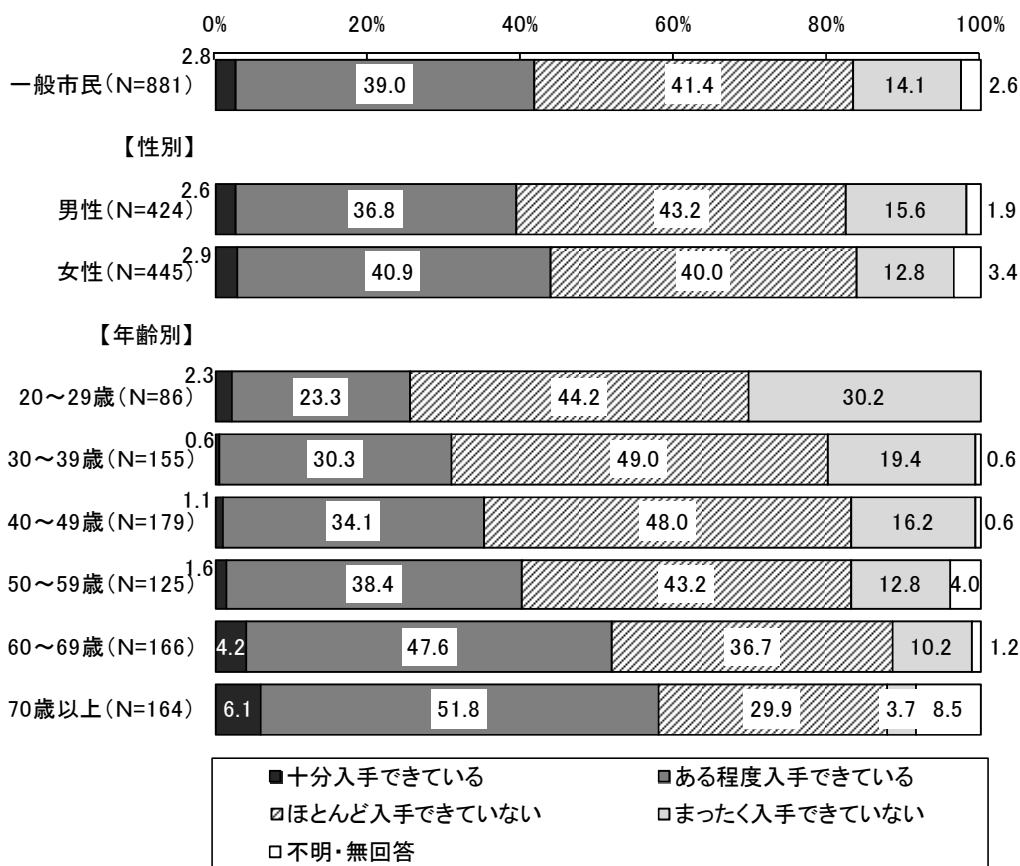
【現状と課題】

福祉の充実に向けては、既存の制度や仕組みの充実はもとより、その制度や仕組みが必要な人に広く知られ、サービスが適切に利用されることが大切です。

市民意識調査結果によると、一般市民の5割弱が情報入手できていないと感じていることがわかります。

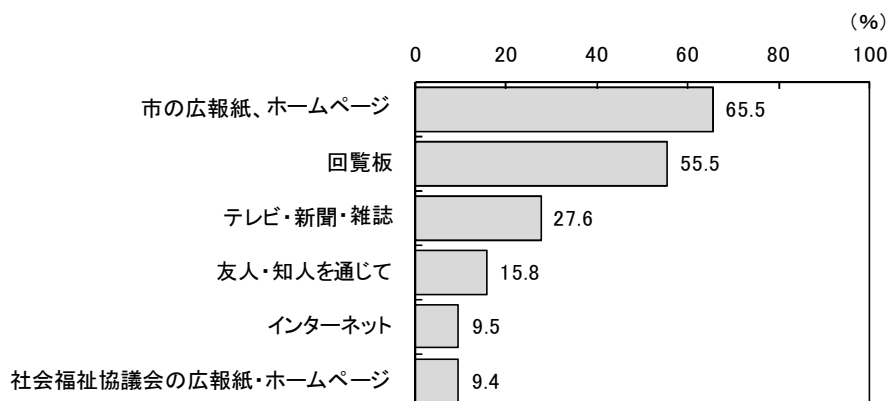
今後も福祉資源の充実を進めるとともに、既存の福祉資源を周知し、必要なサービスの利用に結びつくよう、多様な情報媒体による情報提供の充実が求められています。

■福祉に関する情報の入手状況（一般市民）



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

■福祉に関する情報の入手状況（上位6つ）



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】

① 福祉サービスに関する情報提供の充実

既存のサービスが必要な人に必要なだけ届くよう、多様な情報媒体による情報提供体制を構築し、各種福祉サービスの周知に努めます。

② 関係団体等への情報提供の充実

高齢者福祉や子育て支援、障がい者福祉など、さまざまな福祉関係団体に対して定期的に制度や仕組みの情報提供を行い、各種サービスの充実を促進します。

市民のみなさんに期待されること

- ・日頃より、福祉サービスに関する情報に関心を持とう！
- ・節度を持った適切なサービスの利用を進めよう！

(2) 総合相談体制の充実

【現状と課題】

福祉的な支援を必要とする本人や家族は、心身の状況や介護の大変さなどから、地域から孤立しがちになることも多いとされ、必要な情報からも遠ざかってしまう場合があるとされています。

相談支援を通じて、他者からの理解や共感を得るとともに、必要な情報を入手し効果的なサービスに結びつけられるよう、ワンストップサービス⁴による身近で親しみやすい相談支援体制が求められています。

また、高齢者、子ども、障がいのある人など、それぞれの特性に応じた専門的な相談支援が受けられるよう、相談員の資質向上が求められています。

■地域包括支援センターの相談状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域包括支援センター（件） （総合相談支援）	962件	555件	298件	927件

資料：長寿介護課

■子育て支援に関する相談状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育て支援センター（件）	235件	335件	268件	285件

資料：子ども課

■障がい福祉に関する相談の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい者相談支援センター（件）	—	—	1,246件	1,542件

資料：福祉課

■健康に関する相談の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保健センター（件）	207件	182件	180件	169件

資料：健康増進課

⁴ ワンストップサービスとは、1か所の窓口で必要な相談、情報提供、手続き等が受けられるサービス提供体制のこと。

【今後の方向性】

① 地域包括支援センター等の充実 <知立市社会福祉協議会>

知立市地域包括支援センターと在宅介護支援センターを拠点として、高齢者福祉や介護に関する総合相談体制の機能強化を図るとともに、保健や医療、介護等と地域福祉の連携による地域包括ケアを進め、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援していきます。

<関連計画>介護保険事業計画・高齢者福祉計画

② 子育て支援センターの充実

市内2か所の子育て支援センターにおいて、子育てに関する総合的な支援を進めていきます。平成26年度中に総合的な子育て支援施設としての新中央子育て支援センターを建設し、市内3か所において子育て支援の充実を図ります。

また、発達に不安のある子どもたち(発達障がい)の相談機能を強化していきます。

<関連計画>次世代育成支援行動計画

③ 障がい者相談支援センターの充実 <知立市社会福祉協議会>

障がい者相談支援センターにおいて、身体障がいや知的障がい、精神障がいの人に対しての健康、日常生活、就労等に関する各種相談を充実させていきます。

<関連計画>障がい者計画・障がい福祉計画

④ 保健センターの充実

保健センターにおいて、健康相談や保健指導、健康診査など、地域保健に関する取り組みを充実させていきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・各種の総合相談窓口の役割や利用方法を知ろう！
- ・適切な相談支援を受け、より良い課題解決を探っていこう！

(3) 介護予防と在宅福祉の充実

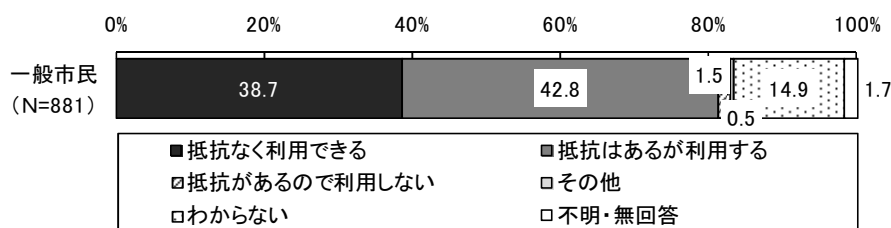
【現状と課題】

今後のさらなる高齢化の進行に伴い、高齢者の生きがいづくりや就労支援の必要性が高まっています。

また、要介護認定者や認知症高齢者等の増加が見込まれることから、若いうちから健康意識を高め、運動や食事等の生活習慣の改善を含む介護予防の推進が求められています。本市では、認知症ネットワーク会議（刈谷医師会）を通じて、認知症に関する各種取り組みを進めています。

介護が必要になった場合でも、なるべく住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、公的な保健・医療・福祉の充実はもちろん、自助や共助を含む多様な高齢者福祉の取り組みを進め、安心して暮らし続けられる地域包括ケアの推進が求められています。

■介護サービスを利用することの抵抗感



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）



【今後の方向性】

① 高齢者の生きがづくり、就労支援の充実

地域の高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習の充実に努めるとともに、シルバー人材センター事業をはじめ、多様なニーズにあった就労の機会が増えるよう関係機関等の連携を強化していきます。

<関連計画>介護保険事業計画・高齢者福祉計画

② 健康づくり・介護予防の推進

若い頃からの健康づくり・介護予防に向けて、意識啓発を進めるとともに、生活習慣等の予防に努めます。また、高齢者がさらに健康寿命を延ばせるよう保健・医療・福祉等を関係機関等の連携を強化し、適切な支援を進めていきます。

<関連計画>介護保険事業計画・高齢者福祉計画

③ 介護保険サービス等の充実

高齢者の多様なニーズや家族の状況を踏まえ、できる限り住み慣れた地域での生活を送れるよう、介護サービスや生活支援サービスの充実に努めます。また、必要な介護施設の整備を図ります。

<関連計画>介護保険事業計画・高齢者福祉計画

市民のみなさんに期待されること

- ・地域の高齢者の生きがづくりを地域のみinnでサポートしよう！
- ・生活習慣に関心を持ち、自身の健康づくりを進めよう！

(4) 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化や女性の社会進出が進むなか、さらなる子育て支援の充実が求められています。

また、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められています。

身近な地域における子育てサロンは、子育ての孤立を防ぎ、児童虐待の防止にもつながっていくとされ、活動が活発になるにつれて、地域の子どもの状況を把握することもできることから、地域の福祉力のアップにもつながることが期待されます。

【今後の方向性】

① 保育サービス等の充実

必要な保育園の整備を進めるとともに、保育士の学習の機会を拡大し、保育環境の充実に努めます。また、子育て中の人々が地域で安心して子育てを進められるよう、子育てサロン等の立ち上げを支援していきます。

<関連計画>次世代育成支援行動計画

② 放課後児童への支援

共働き家庭など留守家庭の小学1～4年生を対象に、「放課後児童クラブ」を実施するとともに、小学1～6年生の希望者を対象に、「放課後子ども教室」を実施し、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所を提供することで、子どもたちの健全な育成を図ります。

<関連計画>次世代育成支援行動計画

市民のみなさんに期待されること

- ・地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていこう！
- ・子育て中の人への理解を深め、身近な支援を進めよう！

(5) 地域における障がい者福祉の充実

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、身体障がいのある人が増えるとともに、社会的なストレスの増大等を背景として、精神障がいのある人が増えています。また、子どもたちの発達への不安（発達障がい）が大きくなっています。

市民が地域をあげて障がいへの差別や偏見をなくすとともに、障がいのある人一人ひとりが意思や能力に応じて、自分らしく学び、充実感を持って働ける社会環境のあり方が求められています。

【今後の方向性】

① 早期発見と早期療育の推進

各種の乳幼児健診の機会を通じ、障がいを早期発見し、早期療育に結びつけていきます。また、ポルトガル語の通訳者を介し、外国人の子どもの障がいの早期発見と早期療育を進めます。

<関連計画>障がい者計画・障がい福祉計画

② 社会参加の機会の拡充

障がいのある人が、障がい特性に応じて、就労をはじめとする社会参加ができるよう、相談支援体制の充実と就労機会等の拡大を促進します。

<関連計画>障がい者計画・障がい福祉計画

③ 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が障がいの特性に応じた自分らしい生活が送れるよう、障がい福祉に関する法制度に基づき、在宅での生活や日中活動、各種施設の整備や必要な医療体制の充実に努めます。

<関連計画>障がい者計画・障がい福祉計画

市民のみなさんに期待されること

- ・障がい特性を知り、障がいのある人への理解を深めよう！
- ・地域住民の連携を強めて、障がいのある人の地域参加を進めよう！

(6) 権利擁護の推進

【現状と課題】

高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯、認知症高齢者等が増加しており、日常生活に身近な金銭管理や消費契約等への社会的なサポートが必要になってきています。

また、全国的に高齢者や子ども等への虐待や配偶者等への暴力（DV⁵）が起っており、誰もが安心した日常生活を送れるよう、人権に配慮し、権利を守る社会環境づくりが求められています。

【今後の方向性】

① 日常生活自立支援事業の利用促進

認知症等により金銭管理に不安のある人が必要なサポートを受けられるよう、サービス内容や利用の仕方について、広報・啓発に努めます。

② 成年後見制度⁶の広報・周知

成年後見制度の広報・周知を進めます。また、必要な制度利用が進むよう、利用に關しての支援を進めていきます。

③ 虐待防止対策の充実

子どもや女性、高齢者や障がい者等への虐待防止に向けた啓発を進めるとともに、関係医療機関との連携を強化し、虐待の予防に向けた情報共有体制を確立していきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 人権意識を高め、家族や地域の人への愛情を育もう！
- ・ 虐待と思われる出来事を見聞きした場合は、関係機関に連絡・相談しよう！

⁵ DV(ドメスティックバイオレンス)とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことです。近年では同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

⁶ 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)とは、物事を判断する能力が不十分な人を保護するため、一定の場合に本人の行為を制限するとともに、本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

4 安全・安心の地域づくり

(1) 地域における交流の場づくり

【現状と課題】

都市化の進展等により、地域社会のつながりが希薄化してきており、全国的に昔ながらの隣近所の関係は少なくなってきました。

市民意識調査結果（18頁参照）によると、地域の福祉課題として、世代間や隣近所との交流が少ないことが上位にあげられています。身近な地域での交流の機会を増やし、新たな絆を育むことが求められています。

また、本市は、転入や転出による住民の移動が多いことから、新旧住民の交流を進めるとともに、外国人住民との地域生活を踏まえた、国籍を超えた交流の場づくりが求められています。

【今後の方向性】

① 身近な地域での交流の場づくり

高齢者や子育て世代が集う「サロン」づくり等を支援し、身近な地域で交流できる機会を促進します。

② 世代・国籍等を超えた交流の場づくり

小学校の総合的な学習の時間等を通じて、ブラジルをはじめ、諸外国の人々と触れ合い、文化を理解する機会をつくっていきます。また、身近な地域のなかで、世代や国籍を超えて理解が進むよう、地域のイベントや交流の機会を支援していきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・身近な地域のサロンづくりを進めよう！
- ・世代や国籍を超えて、交流の機会を持とう！

(2) 地域における見守り支援の充実

【現状と課題】

都市化等の進行に伴い、隣近所の関係が希薄化するなど、地域社会のあり方が変わってきています。また、高齢化や核家族化の進行により、地域内で孤立し、社会的な支援が必要な人が増えてきており、地域における見守り支援の充実が求められています。

本市では、民生・児童委員の訪問活動や老人クラブ等の会員によるひとり暮らしの方への友愛訪問（話し相手になる活動）を進めています。また、各地区で子どもたちの登下校を見守る地域活動等も進んできています。

今後も、地域における見守り支援を進め、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

【今後の方向性】

① 隣近所での声かけの推進

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

② 民生・児童委員、町内会等による見守り支援

65歳以上のひとり暮らし高齢者と75歳以上のみ高齢者世帯への訪問調査をはじめ、地域の高齢者が孤立しないよう、民生・児童委員や町内会による地域の見守り活動の充実を図ります。また、家庭ごみの搬出支援など、高齢者への身近な生活支援を促進していきます。

市民のみなさんに期待されること

- ・子どもたちをはじめ、地域住民同士のあいさつや声かけを進めよう！
- ・身近な地域の見守り活動を進めよう！

(3) バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安心して地域社会のなかで生活していけるよう、建物の物理的なバリアを取り除くとともに、すべての人が不自由なく利便性を感じられるよう、設計段階からのユニバーサルデザイン⁷の推進が求められています。

本市では、「人にやさしい街づくり推進計画 2010」及び「知立市ユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、公共施設の改修を進めてきており、今後も段差解消に向けた適切な改修を進めていくことが求められています。

【今後の方向性】

① 公共施設等におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

公共施設（庁舎）の改修を進めるとともに、市内の公園をはじめ各種公共施設への多目的トイレの設置をさらに進めていきます。また、歩道を含む段差の解消に向けて順次改修に努めるとともに、市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある人の支援に努めます。

＜関連計画＞知立市ユニバーサルデザイン基本計画

② 一般住宅等のバリアフリー化の支援

要介護認定者や障がいのある人が、住み慣れた自宅での生活が送れるよう住宅改修に関する情報提供に努めるとともに、適切な補助を実施します。

＜関連計画＞知立市ユニバーサルデザイン基本計画

市民のみなさんに期待されること

- ・体の不自由な方に対しては、日頃より、あたたかく接しよう！
- ・必要により、自宅等のバリアフリー化を進めよう！

⁷ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が気持ちよく暮らせるように、あらかじめ都市景観や生活環境を計画する考え方です。

(4) 地域における防犯活動の促進

【現状と課題】

地域の住みよさを高めていくためには、地域の治安環境が大切です。子どもや女性、高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことができる治安のよい地域社会が求められています。

空き巣や暴漢等への防御策を講じることはもちろん、人目につきにくく犯罪が起きやすそうな場所をなくしていくことが重要です。また、地域内のパトロール活動の強化を通じて、日頃より犯罪に関する注意を促し、犯罪の起こりにくい地域社会をつくっていく必要があります。

■各小学校における学校安全ボランティア活動の状況

学校名(活動団体名)	活動人数	学校名(活動団体名)	活動人数
知立小学校 (知立小あんしんサポート隊)	112名	八ツ田小学校 (八ツ田小あんしんみまもり隊)	198名
猿渡小学校 (猿渡小防犯ボランティアの会)	73名	知立南小学校 (知立南小スクールガード)	137名
来迎寺小学校 (来小はぐくみ隊)	191名	知立中学校 (萩の会)	53名
知立東小学校 (知立東小学校スクールガードの会)	44名	竜北中学校 (竜北かきつばた会)	35名
知立西小学校 (太陽サポート)	57名	知立南中学校 (南風会)	33名

資料：学校教育課（平成23年4月現在）

【今後の方向性】

① 防犯意識の向上

防犯に対する理解を深め、意識の向上を図るため、周知・啓発を継続的に実施します。また、地域住民向けに携帯電話に発信する不審者情報の利用拡大を図ります。

② 防犯パトロール活動の支援

地域における防犯活動の促進に向けて、まちづくりに関する情報の提供や教育現場との連携づくり支援、パトロール備品の配付等を行います。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 地域をあげて防犯意識を高め、人目につきにくい場所をなくしていこう！
- ・ 防犯パトロール活動に関心を持ち、積極的に参加しよう！

(5) 地域における防災活動の促進

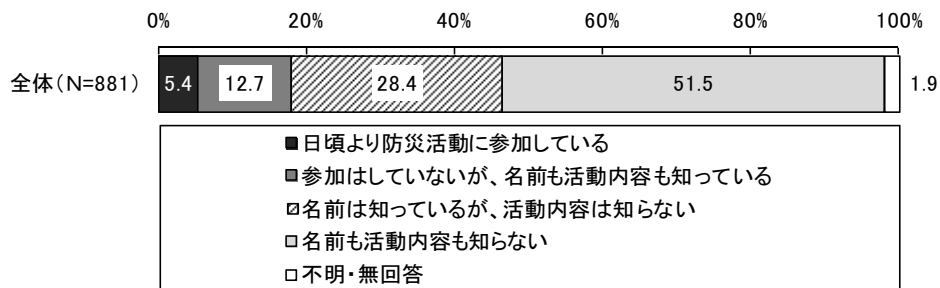
【現状と課題】

東日本大震災を契機に、あらためて大規模災害への備えが課題となっており、防災体制の充実への関心が高まっています。

本市では、東海・東南海大地震をはじめ、猿渡川や逢妻川等の氾濫による水害も懸念されています。また、高齢化の進行に伴い、自力での避難が難しい高齢者等の増加が予想され、核家族化のさらなる進行により、同居家族による避難救助も難しくなっていくことの不安が高まっています。

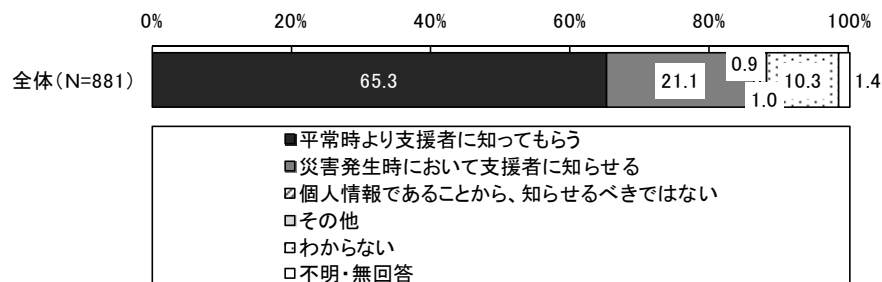
地域における防災意識を高め、特に災害時の援護が必要になる災害時要援護者の把握や地域と行政の協働による各種の防災体制の充実が求められています。

■自主防災組織について



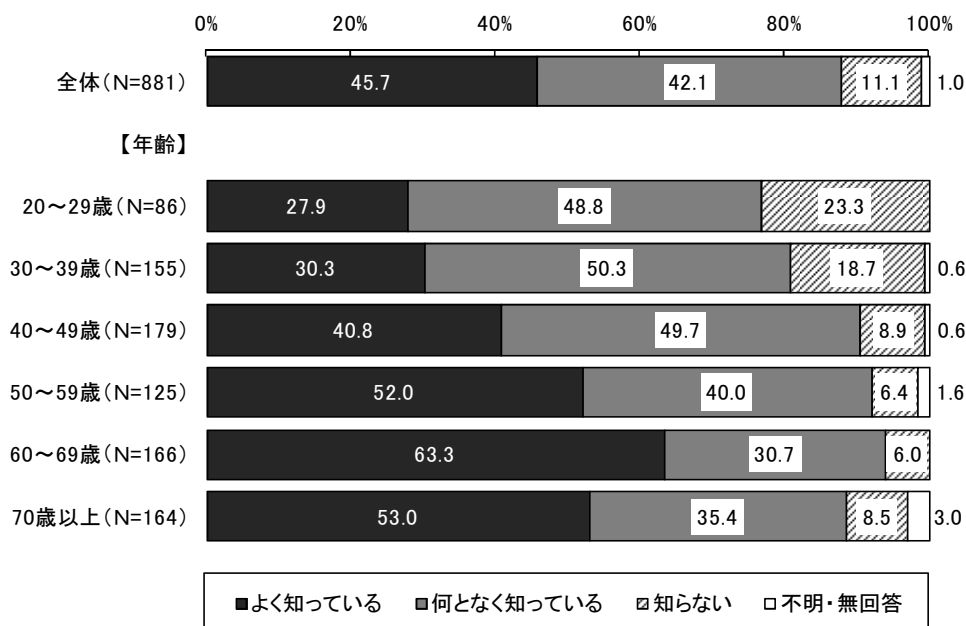
資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

■災害時要援護者の情報の取り扱いについて



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

■避難所の認知度について



資料：地域福祉に関する市民意識調査（平成22年度）

【今後の方向性】

① 防災・減災意識の向上

地震や水害等の大規模災害に備えて、日頃より防災や減災⁸への意識を高めるため、各種周知・啓発を進めていきます。

<関連計画>知立市地域防災計画

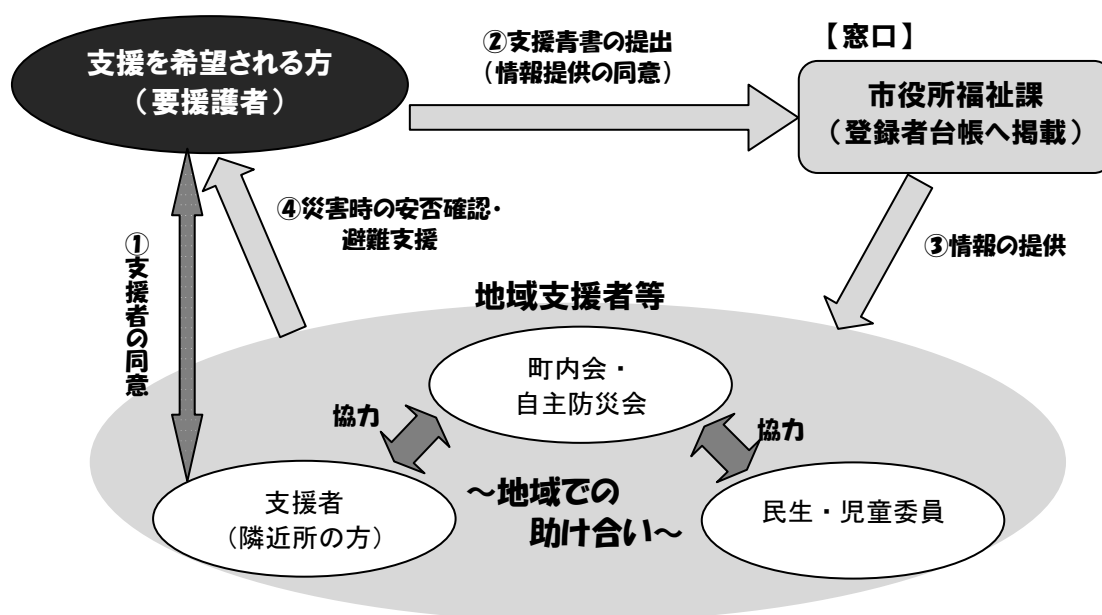
② 災害時要援護者の把握

万一の災害時には身近な地域で災害情報を広め、適切かつ迅速な避難所への誘導を進められるよう、行政の対象者情報から、各民生・児童委員の協力を得て、本人の同意のもと災害時要援護者⁹の名簿を作成し、地域支援者など（自主防災会、民生・児童委員、隣近所支援者）へ提供します。地域において、適切な情報管理に基づいた確かな避難誘導等が行えるよう、日頃から要援護者の情報収集と情報活用を促進します。

⁸ 減災(げんさい)とは、災害時におこりうる被害を最小化するための取り組み(ダメージコントロール)です。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものです。

⁹ 災害時要援護者(さいがいじょうえんごしゃ)とは、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、災害時にひとりで避難することが難しく周りの人の支援が特に必要な住民のことです。

■災害時要援護者支援制度の概要



③ 避難支援の充実を含む防災体制の充実

災害時における効果的な避難や必要に応じたきめ細かな支援ができるよう、「避難支援プラン」に基づく、避難支援の充実を図ります。また、避難先で多くの市民との共同生活が難しいとされる福祉対象者への支援として、「福祉避難所¹⁰」の登録や整備を進めます。

市民のみなさんに期待されること

- ・ 地域防災に関心を持ち、自宅等の身近な防災対策を進めよう！
- ・ 災害時に自力避難が難しい地域の人を知り、交流を進めよう！

¹⁰ **福祉避難所**(ふくしひなんじょ)とは、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所での共同生活が難しい人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所です。